

新潟市農業委員会

〒950-0195 管理係 TEL:025-382-4964
新潟市江南区泉町3-4-5 農政振興係 TEL:025-382-4966
江南区役所3階 農地係 TEL:025-382-4974

各区事務所

北区事務所 北区東栄町1-1-14 TEL:025-387-1575
中央事務所 江南区泉町3-4-5 TEL:025-382-4964
秋葉区事務所 秋葉区程島2009 TEL:0250-25-5525
南区事務所 南区白根1235 TEL:025-372-6791
西区事務所 西区寺尾東3-14-41 TEL:025-264-7811
西蒲区事務所 西蒲区巻甲2690-1 TEL:0256-72-8631

新潟市 農業委員会だより



大玉で味の良さが自慢です!

こしわ
越王おけさ柿

地域で頑張る農業人

【西蒲区巻地区の鈴木啓太さん】

平成26年に就農した鈴木啓太さんは、西蒲区のブランド「越王（こしわ）おけさ柿」の栽培に取り組んでいます。

詳しい情報は最終ページをご覧ください。

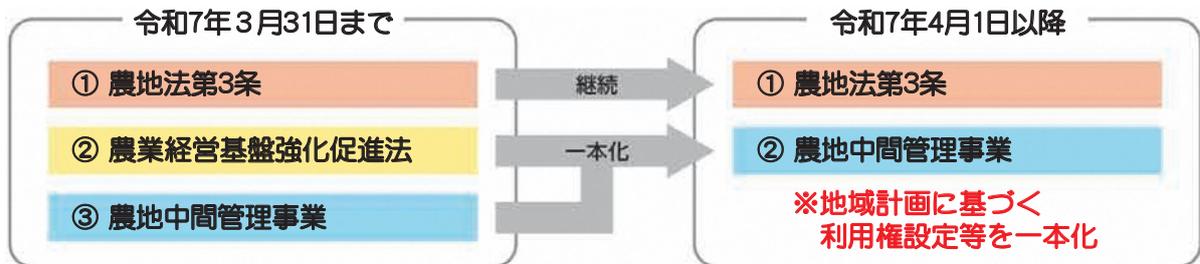
目次

- ◆農地の権利移動手続きについて.....2
- ◆農地の貸し借りは正規の手続きを.....3
- ◆視察研修報告 ◆委員が表彰されました.....4
- ◆農地を転用するときは農地法の許可が必要です
- ◆相続によって農地の権利を取得したら届け出.....5
- ◆各区事務所情報.....6
- ◆農業者年金・全国農業新聞について
- ◆農地貸借・売買の今後の日程（3月～6月）.....7
- ◆地域で頑張る農業人紹介.....8

新制度に基づく農地の貸借手続きについて

基本事項

令和7年4月以降に効力が発生する農地の貸借を行う場合は、①農地法に基づく許可を得るか、②農地中間管理機構を通ず農地中間管理事業を活用するか、どちらかの手続きになります。



※旧制度に基づく農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の申出受付は終了しています

変更なし 農地法第3条許可による貸借について

農地の所在する農業委員会各区事務所で受付しています
手続きに関しては事前にご確認ください

手続きの基本の流れ

申請書3部と添付書類（申請土地の全部事項証明書や位置図など）1部を提出
※毎月締め切り日の指定あり

新 農地中間管理事業を活用した貸借について

農業委員会各区事務所で受付しています

※初回は令和7年2月25日迄の申出 ⇒ 令和7年5月末県公告の予定です

手続きの基本の流れ

所有者・耕作者が農業委員会に申出 → 農業委員会で書類作成 → 両者押印のうえ提出

※農地中間事業を初めて利用される方は、口座情報に関する書類提出が併せて必要です
窓口での申出の際に、口座情報がわかる物（通帳等）と金融機関届出印をご持参ください

※農地中間事業を活用した売買については、県との協議が整いしだいお知らせします

農地の貸し借りは農業委員会で正規の手続きを！

農地の貸し借りを口約束や当人同士で作った契約書で済ませていませんか？

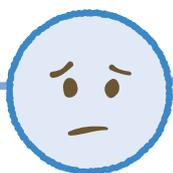
農業委員会の許可を受けない貸し借りは法令違反（農地法第3条違反）となります。

また、所有者と耕作者との間でトラブルになりかねず、将来相続を受けた方にも影響する場合があります。

【所有者トラブル例】

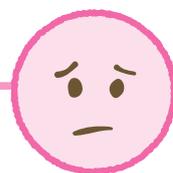
農地を相続したけど、

- 誰が耕作しているか分からない…
- 農地を売りたいけど、いつ返してくれるのかな…
- 無料で貸しているけど、どんな約束をしたのだろう…



【耕作者トラブル例】

- 相続人から今すぐ農地を返して欲しいと言われた！
- 相続人から契約の証拠を見せて欲しいと言われた！
- 補助金や支援を受けようとしたら、認められなかった！



トラブルを防ぐためにも農業委員会で正規の手続きを行ってください

正規の手続きとは

これまでは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定が一般的でしたが、法律・制度改正に伴い、今後は農地中間管理機構を通す形での農地の貸し借りが基本となります。

貸し借りする期間、賃料などを所有者・耕作者双方で決めていただき、農業委員会に申し出てください。

期間が満了すると賃借関係は終了し、農地は所有者に戻るので安心です。引き続き貸し借りをしたい場合には再度申し出が必要です。

よくある質問

Q 1	契約を途中で解約したいのですが？	A 1	双方の合意により解約が可能です。 農業委員会に合意解約の通知をしていただく必要がありますので、事前に農業委員会各区事務所にお問い合わせください。
Q 2	契約期間の途中で所有者が亡くなったら契約はどうなるの？	A 2	相続人に権利が引き継がれますので、直ちに契約が終了するわけではありません。

所有者が亡くなっている・所有者がわからない農地の貸し借りについて

- ・所有者が亡くなった後に登記名義人を変更していない農地を貸したい
- ・所有者が誰なのかわからない農地だけ借りたい

そういった農地（所有者不明農地）であっても、農業委員会で手続きを行うことで権利を設定できますので、農業委員会各区事務所にご相談ください。

【中央地区部会】

11月14日～15日に、山梨県果樹試験場とワイン醸造所、道の駅の農産物直売所などを視察しました。

果樹試験場では、ブドウなどの新品種の開発、果房管理労力の削減、省力的で環境負荷の少ない病害虫防除技術などについて説明していただき、栽培技術・経験による品質の差など共感できる話題について、意見交換を行いました。

ワイン醸造所、農産物直売所では、果物やワインの陳列が多く、新潟の米中心の店舗とは大きく違うコンセプトに関心が寄せられるなど、有意義な研修となりました。



果樹試験場前で説明を聴く委員ら

【南区部会】



リンゴの先進的な栽培技術の研修

11月6日～7日に、長野県果樹試験場及び小布施町振興公社が運営する6次産業センターと、併設された農産物直売所「ろくさん」を視察しました。

果樹試験場では、主要品目のリンゴ、ブドウ、モモ等の特産果樹について、新品種の開発から育成、高位安定生産技術、環境にやさしい農業生産技術及び地球温暖化対策技術の試験研究に取り組んでいました。

今回、主にリンゴとブドウの先進的な栽培技術の講習を受け、参加した委員からたくさん質問が出るなど、今後の営農に参考となる有意義な研修となりました。

【秋葉区部会】

11月5日～6日、埼玉県さいたま市の農研機構と群馬県高崎市で営農型太陽光発電事業を行っている農地所有適格法人ファームクラブを視察しました。

ファームクラブでは、群馬県内でも珍しいコーヒード豆の養液栽培ハウスを見学したほか、東日本大震災を機に取り組んだシステム「ソーラーファーム」について岩井代表より講義いただきました。

その中で、これからの営農型太陽光発電事業には、AIの活用が人類の豊かな活動と成長に重要だという熱意溢れるお話は大変興味深く、今後の区部会の活動に参考となる研修となりました。



ソーラーファームでの講義の様子

11月21日に開催された新潟県農業委員会大会70周年記念大会で、新潟市農業委員会から、2名の農業委員が県知事表彰を、1名の農業委員が永年勤続表彰を受けました。

👑 70周年記念新潟県知事表彰

本間 雄一（西区） 間宮 一（西蒲区）

👑 永年勤続表彰

佐藤 英一（秋葉区）

＊おめでとうございます＊



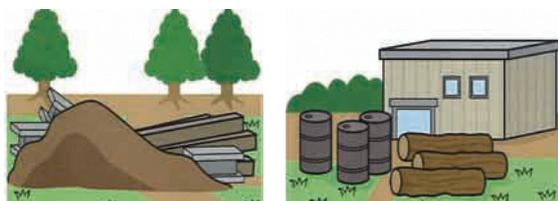
受章の様子

農地を農地以外するときには農地法の手続きを!

- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- 市街化調整区域の農地を以下の用地等に転用する場合は、農地法に基づく許可が必要です。

- 住宅を建てる
- 資材置き場、建設残土の捨場にする
- 農業用施設を建てる
- 露天駐車場にする
- 太陽光発電施設を設置する

※一時的に利用する場合も転用になります。



- 転用の許可方法は2種類あります。
 - 農地の所有者等がその農地を転用する場合 (農地法第4条)
 - 農地の所有者から農地を買う、または借りて転用する場合 (農地法第5条)
- 市街化区域内の農地転用については、許可は不要ですが転用の届出が必要です。

許可を受けずに転用された農地は、基本的に追認の許可はされません。転用を行う前に許可を受けてください。

無断転用及び許可内容と相違する場合は農地法に違反することとなり、場合によっては3年以下の懲役や300万円以下の罰金の適用もあります。(農地法第64条)

農地転用は農業委員会の許可を受ける必要があります。
また、農地は一度転用されると元に戻すことが困難です。転用は慎重に

お問い合わせ先：各区事務所まで

相続等によって農地の権利を取得した場合は届出を!

- 農地法の許可を受けずに以下の理由で農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要になります。
 - 相続 (遺産分割・包括遺贈を含む) ○ 法人の合併・分割 ○ 時効 など

お問合せ先：各区事務所まで



各種申請書類は、新潟市ホームページからダウンロードできます

ホームページアドレス <http://www.city.niigata.lg.jp/> から「農地法」で検索してください。

南区

学生へ果樹の魅力伝える

南区では樹園地面積や担い手の減少が続いており、果樹の一大産地としてこれらの課題に対応するため、令和2年1月にJA関係機関により果樹担い手協議会を設立。翌年には里親制度を設け、新規就農者が地域に入りやすい環境づくりに取り組んできました。その努力もあって毎年果樹の就業者が入ってきています。

今後も継続的に就農希望者を創出するため、昨年度は新潟農業バイオ専門学校を訪問して、1年生に南区の果樹栽培の特別授業を行ったところ、2年生で行う実習先で果樹を選択する学生が増えたことを受け、さらに今年度は南区の樹園地に学生を招き、果樹の魅力を伝える研修を行いました。



果樹の魅力伝える遠藤果樹部会長

学生が多くが水稲、野菜栽培を希望する中、研修後には果樹に興味をもったという学生の意見が多くあり、2年生での実習先として、また将来の担い手として南区を選択してくれるよう期待が膨らみます。

西区

郷土の味わい干しカブ

内野地区で盛んな寒干ダイコンの作業場を取材しました。

作業は11月下旬からはじまり、12月に最盛期を迎えます。収穫したダイコンを適当な大きさに切り、ゆでて風通しの良いところで陰干しした後、乾燥機で仕上げ、袋詰めにして市場に卸します。

この地区は海岸から吹く北風が加工に適しており、水分が抜けて風味が凝縮。食物繊維も豊富で独特の食感が楽しめる、郷土料理の食材です。素材はダイコンですが、地元では「干しカブ」と呼ばれ、親しまれてきました。

ダイコンなのにカブ？と理由を聞くと「方言みたいなものではない」とのこと。切った形がカブのようだからとか、干すと小さく縮んでカブくらいの大きさになるからなど、諸説あるようです。「昔は春先に残ったダイコンを加工した」と話してくれました。



干しカブと身欠きにしんの煮しめ

苦労して育てたダイコンを無駄にせず、保存食として味わう工夫から生まれました。

西蒲区

耕作放棄地解消の取組み

西蒲区の越前浜、角田浜、松野尾等の地域には砂丘地が広がり、ネギや長芋、大根、スイカ等の野菜が栽培されています。

砂丘地特有の傾向として、耕作放棄地も散在しています。

統合前の農業委員会では、耕作放棄地を解消するため、平成25年度から、「耕作放棄地解消プロジェクト事業」を立上げ、地域内の圃場を無償で借り受け、農政振興部会メンバーが除草や耕運をし、野菜の種まきから収穫まで取り組んできました。肥料代や種代、資材費などに係る経費については、※「新潟市耕作放棄地解消推進事業助成金」を活用しました。

また、圃場近くの道路沿いには、耕作放棄地の解消を啓発する看板を設置し、PRも行いました。



青空の下、収穫作業を終えて

現在は、西蒲区部会の農政振興グループに引き継がれ、今年度は、越前浜の一部圃場において、除草、耕運し、夏に播種した青首大根が大きく実り、収穫作業を行いました。

※現「新潟市遊休農地解消推進事業助成金」

【お知らせ】

農業者年金の受給請求について



農業者年金の受給請求時期は、生年月日や年金の種類によって変わってきますので、確認しておきましょう。

生年月日	制度	年金区分	受給請求時期
S32.4.1以前	旧	老齢年金	65歳到達日後
	新 ^{※1}	老齢年金	原則65歳到達日後、60～64歳の繰り上げ請求可
		特例付加年金 ^{※2}	原則65歳到達日後、60～64歳の繰り上げ請求可
S32.4.2以降	旧	老齢年金	65歳到達日後
	新 ^{※1}	老齢年金	60～75歳までで希望するとき
		特例付加年金 ^{※2}	60歳以降 ただし、65歳未満で繰り上げ請求する場合は、新制度の老齢年金も請求すること

※1：H14.1月以降の制度です。 ※2：経営継承することが前提です。

全国農業新聞を購読しませんか？



- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌 ★毎週金曜日発行
- ★購読料1カ月700円 ★どこでも読める電子版も配信中
- ★購読の申込先：お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局各区事務所まで



農地の賃借・売買等は農業委員会で(3～6月各種日程)

◆農地法に基づく申請・届出

月	申請 締切日	届出 締切日									
3月	5日	5日	4月	7日	3日	5月	8日	7日	6月	6日	5日
		14日			14日			16日			16日
		25日			23日			27日			25日

◆農地中間管理事業による賃借の申出

總會	申出 締切日	県の 公告日									
3月	2月25日	5月30日	4月	3月25日	6月27日	5月	4月25日	7月29日	6月	5月23日	8月29日

※田の賃借受付については、年8回(8、9、10、11、12、1、2、3月)となります。

◎ 例年、お知らせしている「農地の賃借料情報」及び「農作業賃金・作業料金の参考額」は、3月以降に公表予定です。市HPで確認いただくが、各区事務所にお問い合わせください。

地域で頑張る農業人を紹介

鈴木 啓太さん (34)

【現在の経営状況】

- 越王 (こしわ) おけさ柿 1.7 ha
 - 水稲 (コシヒカリ等) 3 ha
- 主にJAを通して出荷しています。

【構成】

主に父と二人でやっています。
繁忙期には母や祖母も手伝います。

【きっかけ】

実家が農家で、祖父や曾祖父の頃から水稲や柿を栽培していました。学生時代には実家を離れましたが、小さい頃から柿畑に行くと父や祖父達の農作業にふれていたので、いつかは自分でやってみたいと思い、実家に戻ったのをきっかけに就農しました。

【日々のこと】

柿の栽培は、冬の剪定に始まり、春からは芽摘みの作業と、約2週間ごとの防除作業が、収穫が始まるまで続き、9月の中旬から11月の半ば(10月までの収穫、そして出荷まで、ほぼ1年中作業があります。

芽摘みは、一つの枝に一つの実が成るよう芽を摘み取る摘果摘蕾(てきかてきらい)という栽培方法で、果実に多くの栄養を行き渡らせて、より大きくおいしい実が成るための大切な作業です。また、良い品質を保つための病害虫の予防など、防除作業も欠かせません。

水稲は、コシヒカリと雪ん子舞を栽培しています。米の収穫は8月の終わり頃



越王おけさ柿の選果場の様子

から始めて、柿の収穫の時期が重ならないように調整しています。水稲は主に機械で田植えや収穫を行います。柿については剪定や芽摘み、収穫など、防除以外の大部分は手作業になります。どちらもおいしい柿とお米を出荷するため、日々取り組んでいます。

【目標】

おけさ柿の主な品種は「平核無(ひらたねなし)」とその早生品種である「刀根早生(とねわせ)」があります。どちらも実の中に種がない渋柿で、炭酸ガスで脱渋します。

種がないのに実が成るといふ不思議さから、越後の七不思議の次に珍しいという意味で、別名「八珍柿」とも言われています。



甘くて大きな柿が実りました

西蒲区の巻地区で栽培されているおけさ柿は大玉で味が良く、新潟市食と花の銘産品にも指定されているブランド「越王おけさ柿」として知られ、高い品質基準が求められています。そのため柿の栽培には苦勞もありますが、食べた人から「おいしかったです!」と言ってもらえることが励みになります。

※越王(こしわ)とは、角田山麓には、古墳や遺跡があり、その昔、この地に、「越の王」と呼ばれる当事者がいたことになみ「越王」(こしわ)と命名されました。

【今後の目標】

最近が高齢化等で農業を辞める人が全国的に増えてきて、この地区でも現実として農家が減っています。特に若い人が少なくなっているので、まずは若手の農家を増やすこと、約50年の歴史を誇るこの地区の柿園地の存続やブランドの維持、そして、甘くておいしい柿を作り続けていくために頑張っていこうと思います。